

地域生活支援拠点等にかかる報酬

対象事業	加算等名(報酬含む)	加算等内容(算定要件等)	単価	運営規程への記載	運営規程に記載が必要な機能
特定相談支援 (障害児相談含む)	地域生活支援拠点等相談強化加算	障害の特性に起因して緊急に支援の必要性が生じた利用者に対し、本人、家族からの要請に基づき速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に関する調整を行った場合に算定	700 単価/回 (月 4 回を限度)	○	●相談機能
特定相談支援 (障害児相談含む)	機能強化型サービス 利用支援費(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	<p>■ 一体的管理運営を行う特定相談支援事業所</p> <p>(一)利用者情報、サービス提供に当たる留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催</p> <p>(二)24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している</p> <p>(三)新規採用相談員に対し、現任研修修了者の相談員の同行による研修を実施</p> <p>(四)基幹相談等から紹介される困難事例に係る者に対し、計画相談支援を提供している</p> <p>(五)基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している</p> <p>(六)運営規程において、地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めている</p> <p>(七)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において常勤・専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了している</p> <p>(八)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において、それぞれ常勤・専従の相談支援専門員を1名以上配置している</p> <p>(九)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において、それぞれ取扱件数が40未満である</p> <p>□ 上記以外の特定相談支援事業所(単独事業所で算定する場合)</p> <p>(一)利用者情報、サービス提供に当たる留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催</p> <p>(二)24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している</p> <p>(三)新規採用相談員に対し、現任研修修了者の相談員の同行による研修を実施</p> <p>(四)基幹相談等から紹介される困難事例に係る者に対し、計画相談支援を提供している</p> <p>(五)基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している</p> <p>(六)事業所単独で常勤専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了している</p> <p>(七)取扱件数が40未満である</p>	<p>○計画相談支援</p> <p>(Ⅰ)1,864 単位/回</p> <p>(Ⅱ)1,764 単位/回</p> <p>(Ⅲ)1,672 単位/回</p> <p>※(Ⅱ)に必要な要件</p> <p>・(一)~(六)まで、(八)及び(九)</p> <p>・常勤専従 3 名以上配置し、かつ 1 名以上が現任研修を修了</p> <p>※(Ⅲ)に必要な要件</p> <p>・(一)、(三)~(六)まで及び(九)</p> <p>・常勤専従1名以上配置し、かつ 1 名以上が現任研修を修了</p> <p>○障害児相談支援</p> <p>(Ⅰ)2,027 単位/回</p> <p>(Ⅱ)1,927 単位/回</p> <p>(Ⅲ)1,842 単位/回</p> <p>※(Ⅱ)(Ⅲ)の要件は上記と同じ</p> <p>※単独算定の要件(Ⅱ)(Ⅲ)</p> <p>・人員配置、取扱件数は上記同様</p> <p>(Ⅱ) (一)から(五)</p> <p>(Ⅲ) (一)及び(三)から(五)</p>	○	●相談機能 ●専門的人材の確保・育成
短期入所	地域生活支援拠点等に係る加算	地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所が、緊急時の受け入れに限らず指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に算定	100単位/日	○	●緊急時の受け入れ・対応
短期入所	定員超過特例加算	「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算(その間は、定員超過利用減算は適用しない)	50 単位/日	×	
短期入所	緊急短期入所加算	介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して 7 日(やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日)を限度として当該緊急利用者のみに対して加算	(Ⅰ) 180 単位/日 (Ⅱ) 270 単位/日	×	

対象事業	加算等名(報酬含む)	加算等内容(算定要件等)	単価	運営規程への記載	運営規程に記載が必要な機能
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等 自立生活援助等	地域生活支援拠点等にかかる加算	地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護支援事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急時の対応を行った場合に算定	50 単位/日 (緊急時対応加算、緊急時支援加算(Ⅰ)、緊急時支援費(Ⅰ)を算定時更に乗せ)	○	●緊急時の受入れ・対応
日中活動系	体験利用支援加算	指定障害者支援施設利用者で、施設内の日中系のサービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障がい福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合算定	500単位/日 (初日から5日目)	○	●体験の機会・場の確保
一般相談支援	体験利用加算		250単位/日 (6~15日目まで) + 50単位/日 (地域生活支援拠点の場合)		
施設入所支援	体験宿泊支援加算	利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合算定	120 単位/日	○	●体験の機会・場の確保
一般相談支援	体験宿泊加算(Ⅰ、Ⅱ)	単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合算定	(Ⅰ) 300 単位/日 (Ⅱ) 700 単位/日 + 50単位/日 (地域生活支援拠点の場合)		
生活介護	重度障害者支援加算 (体制加算)	強度行動障害支援者養成研修修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算	7単位/日	×	
	重度障害者支援加算 (個人加算)	実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害支援者養成研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に算定	180単位/日		
特定相談支援 (障害児相談含む)	地域体制強化共同支援加算	月に 1 回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算	2000 単位/月 (月 1 回限度)	○	●地域の体制づくり